

アイスポット広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、株式会社アイススタイルビューティソリューションズ(以下「当社」)の管轄するホームページの広告媒体への広告掲載の可否を判断するために必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。なお、広告掲載中において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中のもの
- (7) 違法又は不適當な行為により営業停止等の不利益処分を受けているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 美容、健康、癒しに関する情報や商品を取り扱っておらず、当社とサイトコンセプトがあわないもの
- (10) 下記に該当する広告業種
アダルト関連サイト(アダルト商品・ライブチャット・風俗店・出会い系サイト)、消費者金融、結婚情報産業、FX・先物取引・その他金融商品全般、・スポーツ・ゴルフ・レジャー施設等の会員募集、タバコ、酒類広告、探偵業者・盗聴器類・興信所、選挙広告・政党広告、ネットワークビジネス・マルチ商法、パチンコパーラー・パチンコホール、競馬・競輪・ギャンブル情報関連サービス、オンラインカジノサービス、宗教、靈感商法・催眠商法、在宅ワーク関連サービス、代理店やフランチャイズの斡旋や勧誘
- (11) 当社独自の基準で行う与信審査から「契約自由の原則」に基づき、「取引不可」となったもの
- (12) その他当社が適当でないと判断したもの

(掲載基準)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。なお、広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等、広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
 - エ 商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの。商標においては「酷似」するものも含む
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用又は売春等の行為を推奨、肯定、容認又は美化するような表現のあるもの
 - イ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ウ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ア 粗暴、醜悪、残虐又は猟奇的である等の表現を含むもの
 - イ 犯罪を誘発するおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ア 他のものを誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排除するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、信条、職業、性別等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真等を無断で使用するもの及びプライバシーを侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性があるもの
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 政治団体等による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 宗教団体等による布教活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- ア 世論が分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの
 - イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観又は文化にそぐわないもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- ア 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - イ 誇大な表現(最高・最大級、断定的な表現等)、効果又は効能の表現、比較又は優位性の表現等で、確実な根拠がなく誤認を招くおそれがあるもの
 - ウ 射幸心をあおる表示又は表現
- (9) 広告内容が不明確なもの
- ア 広告原稿もしくはリンク先における広告主名、サービス名表記のないもの
 - イ 訴求内容が不明確なもの
 - ウ 広告主の営業所在地が不明確なもの
- (10) その他前各号に類するもので、当社が広告の内容として適当でないと認められるもの

(ispotのホームページに関する基準)

第4条 ispotのホームページに掲載する広告にあつては、当該広告のほか、株式会社アイスタイルビューティソリューションズ広告掲載ガイドライン(以下「広告掲載ガイドライン」という)、その他当該広告がリンクしているホームページの広告内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する留意事項)

第5条 広告の具体的な表示内容に関する留意事項は、別表のとおりとする。

表示内容等の修正、削除等を行うことにより掲載できると認められるときは、当社は事業者に対し、修正、削除等を求めることができる。

区分	留意事項
医療に関するもの	<p>① 医療法(昭和23年法律第205号)若しくは医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定により広告できる事項以外は一切掲載しない。</p> <p>但し、リラクゼーション目的のマッサージ店においては、あはき法の規定は適用しないものとして取り扱うものとする。</p> <p>② 他の医療機関と比較して優良である旨の表現を用いてはならない。</p> <p>③ 施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等についての表現が、虚偽である又は事実を不当に誇張しているものは掲載しない。</p> <p>④ 客観的な事実であることを証明できない内容の広告は掲載しない。</p>
薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具等に関するもの	<p>医薬部外品・化粧品・医療用具の広告については、厚生労働省の承認を得た範囲内の効能効果の表現に限る。承認を要しない化粧品の効能効果についての表現は、昭和55年10月9日薬発第1341号都道府県知事あて、薬務局長通知「医薬部外品及び化粧品の効能効果の範囲の改正について」を始め、その他厚生労働省が発する通知に定める範囲をこえないものとする。承認を要しない医薬品及び医療用具についての効能効果等の表現は、医学薬学上認められている範囲をこえないものとする。</p>
クーポン表示に関するもの	<p>景品表示法(第4条第1項第2号)の規定により、クーポンの二重価格表示を禁止とする。</p> <p>通常価格での販売実績がないにも関わらず割引価格を表示するのは、「割引価格」が実際のものよりも著しく有利との誤認を一般消費者に与えるため、景品表示法上の不当表示となる。正当に表示するには比較対照価格が根拠のあるものと証明する必要があるため、過去4週間以上の定価での販売が必要。その為、サイト内では8週間同一のクーポンの掲載を禁止とする。ただし、初回限定など、利用者を制限する場合は掲載可能。</p>
物販に関する記載	<p>特定商取引法により、物販を行う場合、事業者に対して消費者への適正な情報提供等の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none">● 氏名等の明示の義務づけ● 不当な勧誘行為の禁止● 広告規制● 書面交付義務 <p>が義務付けられているため、サイト内では施術と一体化している物以外は掲載をしない。</p>
画像に関する表記	<p>景品表示法(第4条第1項第2号)の規定により、ビフォーアフターの画像表示は「有利誤認表示の禁止」に該当するものとし、サイトでの表示を禁止する。</p>
商標について	<p>ispotにおいて使用制限があるものは、広告掲載ガイドラインに記載のとおりです。</p>

食品（保健機能食品を含む。）等に関するもの	<p>① 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条の規定により、食品、添加物、器具又は容器包装に関し、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の広告又は誇大の広告のものは掲載しない。</p> <p>② 健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2の規定により、食品として販売に供する物に関する広告は、健康の保持増進の効果、含有する食品又は成分の量、特定の食品又は成分を含有する旨、熱量、人の体を美化し、魅力を増し、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしたものは掲載しない。</p>
-----------------------	---

(広告表記の留意事項)

第6条 広告の具体的な表示内容に関する留意事項は、別表、その他ガイドラインに定めるとおりとする。

表示内容等の修正、削除等を行うことにより掲載できると認められるときは、当社は事業者に対し、修正、削除等を求めることができる。

(ispot 掲載条件)

第7条 ispotへの掲載には以下の条件を満たすことが必要です。

エステサロン	<p>エステサロン全般が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師法に抵触する脱毛行為等をしていないこと ・ 日本で禁じられている医療機器を用いていないこと ・ 各種協会に加入し、知識の習得に常に務めていること ・ 衛生管理者が在籍すること ・ 薬事法に違反するようなアロマオイルなどを使用していないこと ・ 女性対象の店舗であること ※ 男性専用は不可
美容院・美容室・ヘアサロン	<p>美容院、美容室、ヘアサロン全般が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美容師が在籍すること ・ 美容所登録がされていること
ネイル・まつげサロン	<p>ネイルサロン、まつげサロンなどが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種協会に加入し、知識の習得に常に務めていること ・ 衛生管理者が在籍すること ・ 美容所登録がされていること(まつげメニュー取扱店) ・ 日本で禁止されているパーマ液やグルーなどを使用していないこと
リラク・健康サロン	<p>リラクゼーションを目的としたトリートメント全般。</p> <p>その他、治療を目的としないマッサージ、健康サロンなどが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療目的のマッサージ店の場合は、あはき法の定める各種事項に遵守していること ・ 女性対象の店舗であること ※ 男性専用は不可
占い・カウンセリングサロン	<p>占い、心理セラピー、カウンセリングなどが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果、効能など誇大広告、事実と異なる広告は一切使用していないこと
クリニック	<p>歯科、美容外科・皮膚科、婦人科などが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師免許を所有する医師が在籍すること

参考

下記は表示のできる化粧品の効能・効果の範囲です。(「医薬品等適正広告基準」より)

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1)頭皮、毛髪を清浄にする | (29)肌を柔らげる |
| (2)香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える | (30)肌にはりを与える |
| (3)頭皮、毛髪をすこやかに保つ | (31)肌にツヤを与える |
| (4)毛髪にはり、こしを与える | (32)肌を滑らかにする |
| (5)頭皮、毛髪にうるおいを与える | (33)ひげを剃りやすくする |
| (6)頭皮、毛髪にうるおいを保つ | (34)ひげそり後の肌を整える |
| (7)毛髪をしなやかにする | (35)あせもを防ぐ(打粉) |
| (8)クシどおりをよくする | (36)日やけを防ぐ |
| (9)毛髪につやを保つ | (37)日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ |
| (10)毛髪につやを与える | (38)芳香を与える |
| (11)フケ、カユミがとれる | (39)爪を保護する |
| (12)フケ、カユミを抑える | (40)爪をすこやかに保つ |
| (13)毛髪の水分、油分を補い保つ | (41)爪にうるおいを与える |
| (14)裂毛、切毛、枝毛を防ぐ | (42)口唇の荒れを防ぐ |
| (15)髪型を整え、保持する | (43)口唇のキメを整える |
| (16)毛髪の帯電を防止する | (44)口唇にうるおいを与える |
| (17)(汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする | (45)口唇をすこやかにする |
| (18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料) | (46)口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ |
| (19)肌を整える | (47)口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ |
| (20)肌のキメを整える | (48)口唇を滑らかにする |
| (21)皮膚をすこやかに保つ | (49)ムシ歯を防ぐ(※) |
| (22)肌荒れを防ぐ | (50)歯を白くする(※) |
| (23)肌をひきしめる | (51)歯垢を除去する(※) |
| (24)皮膚にうるおいを与える | (52)口中を浄化する(歯みがき類) |
| (25)皮膚の水分、油分を補い保つ | (53)口臭を防ぐ(歯みがき類) |
| (26)皮膚の柔軟性を保つ | (54)歯のやにを取る(※) |
| (27)皮膚を保護する | (55)歯石の沈着を防ぐ(※) |
| (28)皮膚の乾燥を防ぐ | (56)乾燥による小ジワを目立たなくする |

※使用時にブラッシングを行う

歯みがき類に限る

注 1 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする

2 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする

3 ()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。